

特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（第六条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>第三条（略）</p> <p>2 第一条第九号又は第十七号から第四十一号までに掲げる特別職の職員の俸給月額、特別の事情により別表第一による俸給月額により難いときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める額とすることができる。</p> <p>一 第一条第九号に掲げる特別職の職員 百二十二万二千円</p> <p>二 第一条第十七号から第二十四号までに掲げる特別職の職員 百十九万八千円</p> <p>三 第一条第二十五号から第四十一号までに掲げる特別職の職員 百十九万八千円又は百五万五千円</p> <p>3 大使又は公使の俸給月額は、特別の事情により別表第二に掲げる俸給月額により難いときは、第一項の規定にかかわらず、大使にあつては百四十九万五千円、百四十三万四千円又は七十七万六千円、公使にあつては七十七万六千円とすることができる。</p> <p>4 （略）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 前項の規定に該当する者には、第九条の規定の例により、手当を支給する。この場合において、同条中「人事院の承認を得て」とあるのは、「とあるのは、「三万四千九百円」とあるのは、「六万七千三百円」と、「人事院の承認を得て」とあるのは」とする。</p> <p>1・2 附則（略）</p>	<p>第三条（略）</p> <p>2 第一条第九号又は第十七号から第四十一号までに掲げる特別職の職員の俸給月額、特別の事情により別表第一による俸給月額により難いときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める額とすることができる。</p> <p>一 第一条第九号に掲げる特別職の職員 百二十二万八千円</p> <p>二 第一条第十七号から第二十四号までに掲げる特別職の職員 百二十四千円</p> <p>三 第一条第二十五号から第四十一号までに掲げる特別職の職員 百二十四千円又は百六万円</p> <p>3 大使又は公使の俸給月額は、特別の事情により別表第二に掲げる俸給月額により難いときは、第一項の規定にかかわらず、大使にあつては百五十万三千円、百四十四万四千円又は七十八万円、公使にあつては七十八万円とすることができる。</p> <p>4 （略）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 前項の規定に該当する者には、第九条の規定の例により、手当を支給する。この場合において、同条中「人事院の承認を得て」とあるのは、「とあるのは、「三万五千百円」とあるのは、「六万七千七百円」と、「人事院の承認を得て」とあるのは」とする。</p> <p>1・2 附則（略）</p>

3 一般職の職員から引き続き内閣総理大臣秘書官になつた者の俸給月額、当分の間、特別の事情により別表第三に掲げる俸給月額により難いときは、第三条第一項の規定にかかわらず、同表に掲げる十二号俸の俸給月額を超え九十一万三千円を超えない範囲内の額とすることができる。この場合において、同条第四項第三号中「別表第三」とあるのは、「附則第三項の規定」とする。

4・5 (略)

別表第一 (第三条関係)

官 職 名	俸 給 月 額
内閣総理大臣	二、〇五〇、〇〇〇円
国務大臣 会計検査院長 人事院総裁	一、四九五、〇〇〇円
内閣法制局長官 内閣官房副長官 副大臣 国家公務員倫理審査会の常勤の会長 公正取引委員会委員長 宮内庁長官	一、四三四、〇〇〇円
検査官 (会計検査院長を除く。) 人事官 (人事院総裁を除く。) 内閣危機管理監 大臣政務官 公害等調整委員会委員長	一、二二三、〇〇〇円

3 一般職の職員から引き続き内閣総理大臣秘書官になつた者の俸給月額、当分の間、特別の事情により別表第三に掲げる俸給月額により難いときは、第三条第一項の規定にかかわらず、同表に掲げる十二号俸の俸給月額を超え九十一万八千円を超えない範囲内の額とすることができる。この場合において、同条第四項第三号中「別表第三」とあるのは、「附則第三項の規定」とする。

4・5 (略)

別表第一 (第三条関係)

官 職 名	俸 給 月 額
内閣総理大臣	二、〇六〇、〇〇〇円
国務大臣 会計検査院長 人事院総裁	一、五〇三、〇〇〇円
内閣法制局長官 内閣官房副長官 副大臣 国家公務員倫理審査会の常勤の会長 公正取引委員会委員長 宮内庁長官	一、四四一、〇〇〇円
検査官 (会計検査院長を除く。) 人事官 (人事院総裁を除く。) 内閣危機管理監 大臣政務官 公害等調整委員会委員長	一、二二八、〇〇〇円

<p>運輸安全委員会委員長 侍従長</p>	<p>内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官 常勤の内閣総理大臣補佐官 国家公務員倫理審査会の常勤の委員 公正取引委員会委員 国家公安委員会委員 式部官長</p>	<p>公害等調整委員会の常勤の委員 中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員 運輸安全委員会の常勤の委員 総合科学技術会議の常勤の議員 原子力委員会委員長 再就職等監視委員会委員長 証券取引等監視委員会委員長 公認会計士・監査審査会会長 中央更生保護審査会委員長 宇宙開発委員会委員長 社会保険審査会委員長 東宮大夫</p>	<p>食品安全委員会の常勤の委員 原子力委員会の常勤の委員 原子力安全委員会の常勤の委員 情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員 公益認定等委員会の常勤の委員</p>
	<p>一、一九八、〇〇〇円</p>	<p>一、〇五五、〇〇〇円</p>	
<p>運輸安全委員会委員長 侍従長</p>	<p>内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官 常勤の内閣総理大臣補佐官 国家公務員倫理審査会の常勤の委員 公正取引委員会委員 国家公安委員会委員 式部官長</p>	<p>公害等調整委員会の常勤の委員 中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員 運輸安全委員会の常勤の委員 総合科学技術会議の常勤の議員 原子力委員会委員長 再就職等監視委員会委員長 証券取引等監視委員会委員長 公認会計士・監査審査会会長 中央更生保護審査会委員長 宇宙開発委員会委員長 社会保険審査会委員長 東宮大夫</p>	<p>食品安全委員会の常勤の委員 原子力委員会の常勤の委員 原子力安全委員会の常勤の委員 情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員 公益認定等委員会の常勤の委員</p>
	<p>一、二〇四、〇〇〇円</p>	<p>一、〇六〇、〇〇〇円</p>	

<p>証券取引等監視委員会委員 公認会計士・監査審査会の常勤の委員</p> <p>地方財政審議会委員</p> <p>国地方係争処理委員会の常勤の委員</p> <p>電気通信紛争処理委員会の常勤の委員</p> <p>中央更生保護審査会の常勤の委員</p> <p>宇宙開発委員会の常勤の委員</p> <p>労働保険審査会の常勤の委員</p> <p>社会保険審査会委員</p> <p>運輸審議会の常勤の委員</p> <p>土地鑑定委員会の常勤の委員</p> <p>公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員</p>	<p>九三一、〇〇〇円</p>
--	-----------------

<p>別表第二（第三条関係）</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="188 600 331 1102"> <p>官職名</p> </td> <td data-bbox="331 600 491 1102"> <p>大使</p> <p>三号俸 一、一九八、〇〇〇円</p> <p>二号俸 一、〇五五、〇〇〇円</p> <p>一号俸 九三一、〇〇〇円</p> </td> <td data-bbox="491 600 651 1102"> <p>大使</p> <p>三号俸 一、一九八、〇〇〇円</p> <p>二号俸 一、〇五五、〇〇〇円</p> <p>一号俸 九三一、〇〇〇円</p> </td> <td data-bbox="651 600 721 1102"> <p>官職名</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1102 331 2020"> <p>別表第三（第三条関係）</p> </td> <td data-bbox="331 1102 491 2020"> <p>公使</p> <p>三号俸 一、一九八、〇〇〇円</p> <p>二号俸 一、〇五五、〇〇〇円</p> <p>一号俸 九三一、〇〇〇円</p> </td> <td data-bbox="491 1102 651 2020"> <p>大使</p> <p>三号俸 一、二〇四、〇〇〇円</p> <p>二号俸 一、〇六〇、〇〇〇円</p> <p>一号俸 九三六、〇〇〇円</p> </td> <td data-bbox="651 1102 721 2020"> <p>官職名</p> </td> </tr> </table>	<p>官職名</p>	<p>大使</p> <p>三号俸 一、一九八、〇〇〇円</p> <p>二号俸 一、〇五五、〇〇〇円</p> <p>一号俸 九三一、〇〇〇円</p>	<p>大使</p> <p>三号俸 一、一九八、〇〇〇円</p> <p>二号俸 一、〇五五、〇〇〇円</p> <p>一号俸 九三一、〇〇〇円</p>	<p>官職名</p>	<p>別表第三（第三条関係）</p>	<p>公使</p> <p>三号俸 一、一九八、〇〇〇円</p> <p>二号俸 一、〇五五、〇〇〇円</p> <p>一号俸 九三一、〇〇〇円</p>	<p>大使</p> <p>三号俸 一、二〇四、〇〇〇円</p> <p>二号俸 一、〇六〇、〇〇〇円</p> <p>一号俸 九三六、〇〇〇円</p>	<p>官職名</p>
<p>官職名</p>	<p>大使</p> <p>三号俸 一、一九八、〇〇〇円</p> <p>二号俸 一、〇五五、〇〇〇円</p> <p>一号俸 九三一、〇〇〇円</p>	<p>大使</p> <p>三号俸 一、一九八、〇〇〇円</p> <p>二号俸 一、〇五五、〇〇〇円</p> <p>一号俸 九三一、〇〇〇円</p>	<p>官職名</p>						
<p>別表第三（第三条関係）</p>	<p>公使</p> <p>三号俸 一、一九八、〇〇〇円</p> <p>二号俸 一、〇五五、〇〇〇円</p> <p>一号俸 九三一、〇〇〇円</p>	<p>大使</p> <p>三号俸 一、二〇四、〇〇〇円</p> <p>二号俸 一、〇六〇、〇〇〇円</p> <p>一号俸 九三六、〇〇〇円</p>	<p>官職名</p>						

<p>証券取引等監視委員会委員 公認会計士・監査審査会の常勤の委員</p> <p>地方財政審議会委員</p> <p>国地方係争処理委員会の常勤の委員</p> <p>電気通信紛争処理委員会の常勤の委員</p> <p>中央更生保護審査会の常勤の委員</p> <p>宇宙開発委員会の常勤の委員</p> <p>労働保険審査会の常勤の委員</p> <p>社会保険審査会委員</p> <p>運輸審議会の常勤の委員</p> <p>土地鑑定委員会の常勤の委員</p> <p>公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員</p>	<p>九三六、〇〇〇円</p>
--	-----------------

<p>別表第二（第三条関係）</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="188 1518 331 2020"> <p>官職名</p> </td> <td data-bbox="331 1518 491 2020"> <p>大使</p> <p>三号俸 一、二〇四、〇〇〇円</p> <p>二号俸 一、〇六〇、〇〇〇円</p> <p>一号俸 九三六、〇〇〇円</p> </td> <td data-bbox="491 1518 651 2020"> <p>大使</p> <p>三号俸 一、二〇四、〇〇〇円</p> <p>二号俸 一、〇六〇、〇〇〇円</p> <p>一号俸 九三六、〇〇〇円</p> </td> <td data-bbox="651 1518 721 2020"> <p>官職名</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 2020 331 2222"> <p>別表第三（第三条関係）</p> </td> <td data-bbox="331 2020 491 2222"> <p>公使</p> <p>三号俸 一、二〇四、〇〇〇円</p> <p>二号俸 一、〇六〇、〇〇〇円</p> <p>一号俸 九三六、〇〇〇円</p> </td> <td data-bbox="491 2020 651 2222"> <p>大使</p> <p>三号俸 一、二〇四、〇〇〇円</p> <p>二号俸 一、〇六〇、〇〇〇円</p> <p>一号俸 九三六、〇〇〇円</p> </td> <td data-bbox="651 2020 721 2222"> <p>官職名</p> </td> </tr> </table>	<p>官職名</p>	<p>大使</p> <p>三号俸 一、二〇四、〇〇〇円</p> <p>二号俸 一、〇六〇、〇〇〇円</p> <p>一号俸 九三六、〇〇〇円</p>	<p>大使</p> <p>三号俸 一、二〇四、〇〇〇円</p> <p>二号俸 一、〇六〇、〇〇〇円</p> <p>一号俸 九三六、〇〇〇円</p>	<p>官職名</p>	<p>別表第三（第三条関係）</p>	<p>公使</p> <p>三号俸 一、二〇四、〇〇〇円</p> <p>二号俸 一、〇六〇、〇〇〇円</p> <p>一号俸 九三六、〇〇〇円</p>	<p>大使</p> <p>三号俸 一、二〇四、〇〇〇円</p> <p>二号俸 一、〇六〇、〇〇〇円</p> <p>一号俸 九三六、〇〇〇円</p>	<p>官職名</p>
<p>官職名</p>	<p>大使</p> <p>三号俸 一、二〇四、〇〇〇円</p> <p>二号俸 一、〇六〇、〇〇〇円</p> <p>一号俸 九三六、〇〇〇円</p>	<p>大使</p> <p>三号俸 一、二〇四、〇〇〇円</p> <p>二号俸 一、〇六〇、〇〇〇円</p> <p>一号俸 九三六、〇〇〇円</p>	<p>官職名</p>						
<p>別表第三（第三条関係）</p>	<p>公使</p> <p>三号俸 一、二〇四、〇〇〇円</p> <p>二号俸 一、〇六〇、〇〇〇円</p> <p>一号俸 九三六、〇〇〇円</p>	<p>大使</p> <p>三号俸 一、二〇四、〇〇〇円</p> <p>二号俸 一、〇六〇、〇〇〇円</p> <p>一号俸 九三六、〇〇〇円</p>	<p>官職名</p>						

秘書官

十二号俸  
十一号俸  
十号俸  
九号俸  
八号俸  
七号俸  
六号俸  
五号俸  
四号俸  
三号俸  
二号俸  
一号俸

五九五、二〇〇円  
五六三、六〇〇円  
五三二、九〇〇円  
五〇〇、五〇〇円  
四六九、五〇〇円  
四四一、四〇〇円  
四〇五、二〇〇円  
三六五、九〇〇円  
三二九、二〇〇円  
二九七、三〇〇円  
二七四、二〇〇円  
二五九、一〇〇円

秘書官

十二号俸  
十一号俸  
十号俸  
九号俸  
八号俸  
七号俸  
六号俸  
五号俸  
四号俸  
三号俸  
二号俸  
一号俸

五九八、〇〇〇円  
五六六、三〇〇円  
五三五、二〇〇円  
五〇二、六〇〇円  
四七一、三〇〇円  
四四一、四〇〇円  
四〇五、二〇〇円  
三六五、九〇〇円  
三二九、二〇〇円  
二九七、三〇〇円  
二七四、二〇〇円  
二五九、一〇〇円